

「不用なものはないですか？」との勧誘電話に注意！**事例**

昨日、「不用なものはないですか」と電話がきたが「ない」と断った。何度か同じ番号から電話がきている。友人宅にも同じような電話が掛かってきているようだ。情報提供する。
(70代女性)

**アドバイス**

- 市内や近郊において、同様の電話が掛かってきたとの情報が多数寄せられています。
- 「不用なものを買取る」と勧誘されても、貴金属やブランド品の買取りが目的の場合があります。必要がなければはっきりと断りましょう。
- 事業者は、勧誘前に会社名や勧誘の目的、買取る物品の種類を明らかにする必要がある、事前に依頼していないものを買取ることは法律で禁止されています。
- 事業者が自宅を訪問するときは、家族や友人に立ち会ってもらい、一人で対応しないでください。また、売るつもりのない貴金属は安易に見せることは避けましょう。
- 売却した場合は、会社名・住所・電話番号などを確認し、契約書を受け取りましょう。事業者は法律に基づいて、本人確認のため免許証や保険証の提示を求めてきます。
- 訪問買取りは、契約書を受取ってから8日間はクーリング・オフ（契約解除）ができるほか、期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。
- 「しつこい勧誘を断りたい」など困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先**名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575****駅前交流プラザ「よろーな」2F****◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始**